

姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の特性を生かし、市民活動における自主性及び自発性を尊重し、効率的かつ効果的な市民活動及び協働の推進システムを構築するための計画（以下「事業計画」という。）を策定するに際し、専門的な見地から広く意見及び助言を求めるための姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(意見の提出等)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ意見を述べるとともに、必要な助言を行う。

- (1) 市民活動及び協働推進施策の実施状況
- (2) 市民活動及び協働推進施策の実施方針
- (3) その他事業計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募により応募した市民

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、前条第1号の委員のうちから委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 懇話会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見

を聴くことができる。

(報告)

第7条 会長は、第2条各号に掲げる事項に係る意見又は助言をとりまとめ、市長に報告するものとする。

2 委員は、市長が前項の報告を受けたときにその地位を失う。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民局市民参画部市民活動推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

2 第4条第2項の規定による会長の選出がされていない場合における会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。